

## 第九十九号議案

### 仙台市自転車安全利用に関する条例

#### 仙台市自転車安全利用に関する条例

##### (目的)

第一条 この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的に推進し、もって市民等の交通安全の確保に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- 七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 八 自転車貸出業者 道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十条及び第十三条第四項において同じ。）において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
- 九 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 十 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

##### (基本理念)

第三条 自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが、道路交通法その他の関係法令を遵守し、及び交通事故を防止するよう留意し、並びに互いに譲り合う精神を持つとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努めることにより、安全で安心な街の実現を目指して行うものとする。

##### (市の責務)

第四条 市は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 自転車の安全利用に関する教育及び啓発並びに活動の支援
- 二 乗車用ヘルメットの着用の促進

三 自転車の定期的な点検及び整備の促進

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

- 2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じ、協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第五条 市民等は、自転車の安全利用について理解を深めるとともに、前条第一項各号に掲げる施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車の安全利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

- 3 自転車利用者は、歩行者及び他の自転車の通行に配慮して自転車を利用するよう努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、自転車で歩道(道路交通法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。第十五条第一項において同じ。)を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 5 自転車利用者は、自転車横断帯(道路交通法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯をいう。)のない横断歩道(同項第四号に規定する横断歩道をいう。以下この項において同じ。)を歩行者用信号機(同項第十四号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。)に従って自転車で行く場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 6 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- 7 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

- 4 七十歳以上の者の家族は、当該七十歳以上の者が自転車を利用するときは、その者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の安全利用に関する助言を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、その業務の遂行又は通勤のため自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全利用

に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第九条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第六条の責務を周知し、及び自転車の安全利用に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(自転車貸出業者の責務)

第十条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第十一条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第十二条 自動車等（道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十三条 自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

5 市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

第十四条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していることを認めるときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車

損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車押し歩き推進区間)

第十五条 市長は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、時間帯を限って行うことができる。

3 自転車利用者は、自転車押し歩き推進区間を通行するときは、自転車を押して歩くよう努めなければならない。

4 市長は、第一項の規定により自転車押し歩き推進区間を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、第一項の規定による自転車押し歩き推進区間の指定を変更し、又は解除することができる。

6 第四項の規定は、前項の規定による自転車押し歩き推進区間の指定の変更及び解除について準用する。

(道路交通環境の整備)

第十六条 市は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

(自転車安全利用計画)

第十七条 市は、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車の安全利用に関する計画(次項において「自転車安全利用計画」という。)を策定するものとする。

2 自転車安全利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自転車の安全利用に関する教育及び啓発に関する事項

二 自転車に係る道路交通環境の整備に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関し必要な事項

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定は、同年四月一日から施行する。

理 由

自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念、市、自転車利用者等の責務、自転車利用者についての自転車損害賠償保険等への加入義務等を定める等のため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百号議案

### 仙台市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

仙台市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（次条及び第三条において「事業」という。）に係る法第九十一条の二第六項の規定による特別徴収金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第二条 特別徴収金は、事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該事業の計画を定めた旨の公告をした日から法第百十三条の三第三項の規定による当該事業の工事を完了した旨の公告をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過する日までの間に、法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当するときは、その者から徴収する。

(特別徴収金の額)

第三条 特別徴収金の額は、当該事業につき法第九十一条第六項の規定により市が負担する費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(特別徴収金の徴収方法)

第四条 特別徴収金は、一括して徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 特別徴収金の納期限は、市長が定める。

(特別徴収金の減免)

第五条 市長は、特別徴収金の徴収に係る土地について土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合その他必要と認める場合は、特別徴収金を減免することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第七条 詐欺その他不正の行為により特別徴収金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

県が行う土地改良事業でその地域内の土地の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合するものに係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第一百一号議案

### 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「によって」を「により」に改める。

第十三条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「金額〔 〕」を「金額に十万円を加算した金額〔 〕」に改める。

第十九条第二項から第五項までの規定中「においては」を「には」に改める。

第二十四条第五項中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「附則第十五条第二項第七号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、同条第十一項中「二分の一」を「四分の三（災害時において地域の防災拠点となり得る施設に設置される太陽光を電気に変換する設備に係る本市の補助金の交付を受けて取得されたものにあつては、十二分の七）」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法附則第十五条第三十二項第三号の条例で定める割合は、二分の一とする。

第二十四条第十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改める。

第二十五条の二中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改める。

附則第十九項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十三項」に改める。

附則中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八項とする。

附則第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項を附則第三十七項とする。

附則第三十五項中「附則第三十二項の表」を「附則第三十三項の表」に改め、同項を附則第三十六項とする。

附則第三十四項中「附則第三十一項の表」を「附則第三十二項の表」に改め、同項を附則第三十五項とする。

附則第三十三項中「附則第三十項の表」を「附則第三十一項の表」に改め、同項を附則第三十四項とし、附則第三十二項を附則第三十三項とする。

附則第三十一項中「附則第三十四項及び附則第三十五項」を「附則第三十五項及び附則第三十六項」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則中第三十項を第三十一項とし、第二十項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十九項の次に次の一項を加える。

20 法附則第十五条の十一第一項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受け

ようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から三月以内に、市長が定める事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し、主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類その他市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十九条の改正規定、第二十四条の改正規定（同条第十三項から第十五項までに係る部分を除く。）、第二十五条の二の改正規定、附則第十九項の改正規定、附則中第三十八項を第三十九項とし、第三十七項を第三十八項とする改正規定、附則第三十六項の改正規定、同項を附則第三十七項とする改正規定、附則第三十五項の改正規定、同項を附則第三十六項とする改正規定、附則第三十四項の改正規定、同項を附則第三十五項とする改正規定、附則第三十三項の改正規定、同項を附則第三十四項とし、附則第三十二項を附則第三十三項とする改正規定、附則第三十一項の改正規定及び同項を附則第三十二項とし、附則中第三十項を第三十一項とし、第二十項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十九項の次に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十三条の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年一月一日

三 第二十四条の改正規定（同条第十三項から第十五項までに係る部分に限る。） 平成三十一年四月一日

四 第十二条の改正規定 平成三十二年四月一日  
（個人の市民税に関する経過措置）

2 この条例（前項第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の第十三条の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十年分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 この条例（附則第一項第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の第十三条の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成三十二年分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

#### 理 由

地方税法施行令の改正に伴い個人の市民税の均等割について非課税とされる者の所得の限度額を改定するとともに、地方税法の改正を考慮し公共の危害防止のために設置された一定の汚水又は廃液の処理施設に対する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百二号議案

### 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成二十六年仙台市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「この節において「利用乳幼児」を「利用乳幼児」に改める。

第十三条中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び附則第四項」に改める。

第十六条第七号口の表四階以上の階避難用の項(1)中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「同条第三項第二号に規定する構造を有する付室(当該階段室が当該構造を有する場合を除く。)」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 施行日の前日において現に法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を行っていた者で、施行日以後に家庭的保育事業(家庭的保育事業を行う場所(家庭的保育者の居室に限る。)において実施されるものに限る。以下この項において同じ。)の認可を得たものについては、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、第九条第一項ただし書及び第十四条第一項(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該者は、利用乳幼児への食事の提供を当該家庭的保育事業を行う事業所内で調理する方法により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い一定の家庭的保育事業者について調理業務の委託及び調理員に係る基準を適用しないこととすることができ期間を延長する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百三号議案

### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表保育所仙台市根岸保育所長町分園の項を削り、同表保育所仙台市向陽台保育所の項中「仙台市泉区向陽台五丁目一番十号」を「仙台市泉区明石南三丁目八番地の一」に改める。

第二条 仙台市児童福祉施設条例の一部を次のように改正する。

別表保育所仙台市向陽台保育所の項を削る。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、第一条中別表保育所仙台市向陽台保育所の項の改正規定の施行の日後において市長が定める日から施行する。

理 由

向陽台保育所の位置を変更するとともに、根岸保育所長町分園及び向陽台保育所を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四百四号議案

### 仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第四十三号を第四十五号とし、第三十一号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 法第八十五条第六項の規定に基づく仮設興行場等長期建築許可申請手

行場等の建築の許可

数料

等の床面積  
の合計が百  
平方メートル  
以内の場合  
合にあって  
は八万円、  
百平方メー  
トルを超え  
五百平方メ  
ートル以内  
の場合にあ  
つては十二  
万円、五百  
平方メート  
ルを超える  
場合にあつ  
ては十六万  
円

第十一条第一項中第二十九号を第三十号とし、第五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十二条第二項第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築 建築物の敷地と道路との関係の建 二万七千円

の認定

建築認定申請手数料

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

## 理 由

建築基準法の改正を考慮し建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び仮設興行場等長期建築許可申請手数料を定めるとともに、同法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百五号議案

### 仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例（昭和六十二年仙台市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

岩切駅自転車等駐車場	仙台市宮城野区岩切字東河原	を
岩切駅南口自転車等駐車場	仙台市宮城野区岩切字東河原	
岩切駅北口自転車等駐車場	仙台市宮城野区岩切字東河原	に改める。

附則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理由

岩切駅南口自転車等駐車場を設置するとともに、岩切駅自転車等駐車場の名称を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百六号議案

### 仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第二項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十九条第一項中「消火器具」の下に「（令第十条第一項に規定する消火器具をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第六条第六項第二号に規定する小規模特定飲食店等には、消火器具（同条第一項に規定する消火器具に限る。以下この項において同じ。）を、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分からそれぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

第四十二条第三項中「（昭和三十六年自治省令第六号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

#### 理 由

消防法施行令及び消防法施行規則並びに工業標準化法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第百七号議案

### 仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「授業料」の下に「並びに平成三十一年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

附則第五項中「又は」を「、」に改め、「若しくは第四条第三項に定める授業料」の下に「又は平成三十一年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

第二条 仙台市学校条例の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、「並びに平成三十一年度に係る入学者選抜手数料」を削る。

附則第五項中「、平成二十六年度から平成三十年度まで」を「又は平成二十六年度から平成三十一年度まで」に改め、「又は平成三十一年度に係る入学者選抜手数料」を削る。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災の被災者等の平成三十一年度に係る入学者選抜手数料、入学金及び授業料について減免することができることとする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 108 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立荒井小学校校舎等及び屋内運動場並びに（仮称）七郷第二児童館  
新築工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区伊在三丁目 2 番 1， 2 番 2， 2 番 3
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,742,040,000円
- 5 契約の相手方 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8  
巧成建設・同事建設・丹秀工務店共同企業体  
構成員 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8  
巧成建設株式会社  
構成員 仙台市太白区大野田四丁目 3 番地の 1  
同事建設株式会社  
構成員 仙台市若林区保春院前丁 6 番地の10  
株式会社丹秀工務店

## 第 109 号議案

### 財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内40 ブロック 1 - 2 ロット	宅 地	平方メートル 19,800	円 690,000,000

## 第 110 号議案

### 財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内40 ブロック 1 - 3 ロット	宅 地	平方メートル 11,781	円 400,554,000

## 第 111 号議案

### 財産の処分に関する件

次の財産を処分することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	地 目	地 積	金 額
仙台市蒲生北部被災市街地復興 土地区画整理事業施行地区内40 ブロック 1 - 4 ロット	宅 地	平方メートル 14,300	円 486,200,000

## 第 112 号議案

### 町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

#### 1 公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地について行うもの

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
港四丁目	中野字高松96の72, 96の77, 96の92, 239の6, 中野字中曲1の4, 13の3, 27の4, 中野字船入5の5, 5の6に隣接する公有水面埋立地及び港四丁目10の5, 10の6, 24地先の公有水面埋立地

備考 地番は平成30年5月2日現在のもの

#### 2 公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地の隣接地等について行うもの

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
港四丁目	中野字高松	96の69, 96の70, 96の72, 96の77, 96の92, 239の6及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部
	中野字中曲	1の4, 13の3, 27の4
	中野字船入	5の5, 5の6及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

備考 地番は平成30年5月2日現在のもの

# 第 113 号議案

## 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
青 野 木 3 号 線	仙台市青葉区芋沢字青野木103番 5 同 109番 2
福 室 四 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区福室四丁目490番 2 同 160番 4
福 住 町 16 号 線	仙台市宮城野区福住町19番22 同 19番26
福 住 町 17 号 線	仙台市宮城野区福住町20番22 同 20番27
富 沢 西 幹 線 1 号 線	仙台市太白区富田字京ノ北129番 同 富沢三丁目125番12
富 沢 西 幹 線 2 号 線	仙台市太白区富沢字熊ノ前23番 1 同 富沢字六本松19番 1
富 沢 西 幹 線 3 号 線	仙台市太白区富田字京ノ北129番 同 66番
富 沢 西 幹 線 4 号 線	仙台市太白区富田字京ノ北76番 1 同 富沢字鍛冶屋敷10番10
富 沢 西 幹 線 5 号 線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前38番 1 同 富沢字箱23番
富 沢 西 幹 線 6 号 線	仙台市太白区富沢字熊ノ前31番 1 同 富沢字箱68番 1
富 沢 西 幹 線 7 号 線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷11番 1 同 富田字京ノ中91番
富 沢 西 幹 線 8 号 線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前10番 6 同 22番
富 沢 西 幹 線 9 号 線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前42番 1 同 富沢字中河原 2 番 1
富 沢 西 幹 線 10 号 線	仙台市太白区富田字京ノ南26番 同 9 番
富 沢 西 幹 線 11 号 線	仙台市太白区富田字京ノ南26番 同 65番
富 沢 西 幹 線 12 号 線	仙台市太白区富沢字六本松49番 4 同 富田字京ノ南22番 2
富 沢 西 幹 線 13 号 線	仙台市太白区富沢字川前浦 2 番 1 同 34番 1

富 沢 西 幹 線 14 号 線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前 2 番 1 同 富沢字寺城 5 番 6
富 沢 西 幹 線 15 号 線	仙台市太白区富沢字寺城 5 番 6 同 富沢字川前 1 番 19
富 沢 西 幹 線 16 号 線	仙台市太白区富沢字寺城 21 番 2 同 富沢字中河原 17 番 4
富 沢 西 1 号 線	仙台市太白区富沢字川前浦 16 番 2 同 富沢字館 52 番 2
富 沢 西 2 号 線	仙台市太白区富沢字館 1 番 1 同 29 番
富 沢 西 3 号 線	仙台市太白区富沢字館 110 番 1 同 富沢字館東 6 番 4
富 沢 西 4 号 線	仙台市太白区富沢字熊ノ前 37 番 5 同 富沢字館 49 番
富 沢 西 5 号 線	仙台市太白区富沢字館 33 番 同 32 番 4
富 沢 西 6 号 線	仙台市太白区富沢字館 75 番 3 同 70 番 1
富 沢 西 7 号 線	仙台市太白区富沢字館 67 番 4 同 63 番 1
富 沢 西 8 号 線	仙台市太白区富沢字館 16 番 4 同 96 番 1
富 沢 西 9 号 線	仙台市太白区富沢字館 92 番 2 同 富沢字館東 6 番 8
富 沢 西 10 号 線	仙台市太白区富沢字館 106 番 同 96 番
富 沢 西 11 号 線	仙台市太白区富沢字館 31 番 1 同 31 番 2
富 沢 西 12 号 線	仙台市太白区富沢字熊ノ前 32 番 1 同 富沢字館 8 番 3
富 沢 西 13 号 線	仙台市太白区富沢字館 9 番 1 同 2 番 1
富 沢 西 14 号 線	仙台市太白区富沢字館 31 番 2 同 18 番 5
富 沢 西 15 号 線	仙台市太白区富沢字館 31 番 2 同 55 番
富 沢 西 16 号 線	仙台市太白区富沢字館 53 番 3 同 55 番
富 沢 西 17 号 線	仙台市太白区富田字京ノ北 124 番 同 富沢字宮崎 40 番 1
富 沢 西 18 号 線	仙台市太白区富沢字宮崎 67 番 1 同 40 番 1
富 沢 西 19 号 線	仙台市太白区富田字京ノ北 125 番 同 富沢字宮崎 30 番 1
富 沢 西 20 号 線	仙台市太白区富沢字宮崎 46 番 1 同 47 番 7

富	沢	西	21	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎7番5 同 8番1
富	沢	西	22	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎10番2 同 10番6
富	沢	西	23	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎11番5 同 33番1
富	沢	西	24	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎63番2 同 55番
富	沢	西	25	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎66番7 同 46番1
富	沢	西	26	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎39番7 同 30番2
富	沢	西	27	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎10番5 同 10番6
富	沢	西	28	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎11番 同 11番
富	沢	西	29	号	線	仙台市太白区富沢字宮崎46番1 同 46番1
富	沢	西	30	号	線	仙台市太白区富田字京ノ北82番1 同 111番
富	沢	西	31	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷23番 同 富田字京ノ北113番
富	沢	西	32	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷10番10 同 10番11
富	沢	西	33	号	線	仙台市太白区富田字京ノ中126番 同 111番1
富	沢	西	34	号	線	仙台市太白区富田字京ノ中91番 同 富沢字鍛冶屋敷10番13
富	沢	西	35	号	線	仙台市太白区富田字京ノ中98番 同 105番
富	沢	西	36	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷3番10 同 富田字京ノ中93番
富	沢	西	37	号	線	仙台市太白区富田字京ノ北121番 同 109番
富	沢	西	38	号	線	仙台市太白区富田字京ノ中96番 同 60番4
富	沢	西	39	号	線	仙台市太白区富田字京ノ中97番1 同 富沢字鍛冶屋敷4番1
富	沢	西	40	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷3番6 同 4番2
富	沢	西	41	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前32番1 同 27番
富	沢	西	42	号	線	仙台市太白区富沢字川前浦27番1 同 24番1
富	沢	西	43	号	線	仙台市太白区富沢字川前浦10番 同 34番4

富	沢	西	44	号	線	仙台市太白区富沢字寺城5番6 同 4番1
富	沢	西	45	号	線	仙台市太白区富沢字寺城22番1 同 22番3
富	沢	西	46	号	線	仙台市太白区富沢字寺城27番1 同 27番4
富	沢	西	47	号	線	仙台市太白区富沢字川前1番6 同 1番3
富	沢	西	48	号	線	仙台市太白区富沢字川前浦7番6 同 9番3
富	沢	西	49	号	線	仙台市太白区富沢字寺城23番 同 富沢字川前浦9番3
富	沢	西	50	号	線	仙台市太白区富沢字舞台17番2 同 富沢字川前浦1番
富	沢	西	51	号	線	仙台市太白区富沢字川前浦9番3 同 7番1
富	沢	西	52	号	線	仙台市太白区富沢字川前浦24番1 同 21番1
富	沢	西	53	号	線	仙台市太白区富沢字舞台13番 同 富田字京ノ南21番1
富	沢	西	54	号	線	仙台市太白区富沢字六本松20番1 同 富田字京ノ南23番1
富	沢	西	55	号	線	仙台市太白区富沢字舞台11番 同 15番
富	沢	西	56	号	線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷2番1 同 富沢字舞台7番1
富	沢	西	57	号	線	仙台市太白区富沢字寺城7番1 同 富沢字六本松20番1
富	沢	西	58	号	線	仙台市太白区富沢字寺城9番1 同 富沢字舞台15番
富	沢	西	59	号	線	仙台市太白区富沢字六本松25番1 同 25番2
富	沢	西	60	号	線	仙台市太白区富沢字六本松48番1 同 富田字京ノ南66番
富	沢	西	61	号	線	仙台市太白区富田字京ノ南13番 同 28番9
富	沢	西	62	号	線	仙台市太白区富田字京ノ南14番 同 23番2
富	沢	西	63	号	線	仙台市太白区富田字京ノ南25番4 同 31番2
富	沢	西	64	号	線	仙台市太白区富沢字六本松12番2 同 富沢字舞台10番
富	沢	西	65	号	線	仙台市太白区富沢字六本松12番2 同 12番1
富	沢	西	66	号	線	仙台市太白区富沢字六本松18番 同 15番1

富 沢 西 67 号 線	仙台市太白区富沢字寺城17番 1 同 富沢字中河原11番
富 沢 西 68 号 線	仙台市太白区富沢字舞台 7 番 1 同 9 番
富 沢 西 69 号 線	仙台市太白区富田字京ノ南19番 同 富沢字舞台 9 番
富 沢 西 70 号 線	仙台市太白区富沢字六本松19番 5 同 富沢字舞台15番
富 沢 西 71 号 線	仙台市太白区富沢字六本松35番 1 同 39番 1
富 沢 西 72 号 線	仙台市太白区富田字京ノ南69番 同 71番
富沢西自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市太白区富田字京ノ北125番 同 125番
富沢西自転車歩行者専用道路 2 号線	仙台市太白区富沢字鍛冶屋敷前 2 番 1 同 2 番 1
多 賀 社 前 1 号 線	仙台市太白区富沢三丁目 7 番 1 同 111番 3
多 賀 社 前 2 号 線	仙台市太白区富沢三丁目107番11 同 107番11
富 田 京 ノ 南 南 ノ 西 線	仙台市太白区富田字京ノ南 9 番 同 富田字南ノ西13番 1
四 郎 丸 昭 和 裏 3 号 線	仙台市太白区四郎丸字昭和裏18番16 同 18番 4
中 山 223 号 線	仙台市泉区南中山一丁目42番12 同 42番32
刺 松 1 号 線	仙台市泉区松森字刺松 2 番 2 同 2 番 2

## 2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
六 本 松 線	仙台市太白区富沢字寺城13番 1 同 富沢字中河原 2 番 1
館 南 線	仙台市太白区富沢字館81番 6 同 富沢字川前浦21番 1
撫 木 線	仙台市太白区富沢字館70番 1 同 109番 2
多 賀 社 前 線	仙台市太白区富沢三丁目 7 番 1 同 富沢字鍛冶屋敷前 9 番 1
宮 崎 線	仙台市太白区富沢字宮崎67番 1 同 10番 6
富 沢 宮 崎 1 号 線	仙台市太白区富沢字宮崎12番 1 同 7 番 1
富 沢 寺 城 川 前 線	仙台市太白区富沢字寺城 4 番 1 同 富沢字川前 1 番19

富 沢 川 前 南 ノ 西 線	仙台市太白区富沢字川前15番1 同 富田字南ノ西13番1
富 沢 小 学 校 前 線	仙台市太白区富沢字中河原17番1 同 富沢字寺城17番1

## 第 114 号議案

### 仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員齋藤道子は平成30年10月5日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、阿子島佳美

## 第 115 号議案

### 仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員松坂英明は平成30年9月27日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

## 第 116 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、佐藤好一，武田壽子，鈴木建治及び伊藤弘行